● 受託品賠償事故保険金請求手続きについて

いつも大成有楽不動産をお引立ていただき、誠にありがとうございます。
このたびのご災難、心からお見舞い申し上げます。
つきましては、賠償事故の保険金請求手続きについて以下の通りご案内いたします。
なお、ご不明な点などがございましたら、弊社担当者までお問い合わせください。

受託物とは被保険者が管理する他人（被保険者以外の者）の財物で、被保険者が日本国内において日常生活の必要に応じて、他人から受託した財物をいい、以下に該当するものを除きます。

○ 通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券その他これらに類する物
○ 貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに類する物
○ 自動車、原動機付自転車、船舶、航空機およびこれらの付属品
○ 携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等これらの付属品
○ コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器
○ 動物、植物等の生物　　など

① ご請求手続きの流れ（一般的な流れ）

1．「賠償事故通知票」をご記入・ご入力のうえ、大成有楽不動産㈱保険部へお送りください。
2．後日、引受幹事保険会社の損保ジャパン社より、保険金請求書類一式がご指定の送付先に郵送されます。
　※２週間以上経過しても請求書類がお手元に届かない場合は、大成有楽不動産㈱保険部までご連絡ください。
3．**請求書類の提出時期、必要書類等の保険金請求に関するご質問は、損保ジャパン社にご確認ください。**
4．保険金請求書と必要書類は、同封された返信用封筒で損保ジャパン社にご返送ください。
5．保険会社よりお客様のご指定口座へ認定された保険金が振り込まれます。
　（相手方の口座または修理業者などご選択いただくことも可能です。）

③ ご請求にあたってのご注意

・「賠償事故通知票」は速やかにご提出ください。
・保険会社による示談代行サービスをご利用いただけます。ただし、示談交渉のご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。
・この保険でお支払いできる事故は、法律上の賠償責任が発生する全ての事故が対象ではありません。

【主な免責事項】
● 車両（自動車・オートバイ）による賠償
● 故意によって生じた賠償　　など

② 損保ジャパン社へご提出いただく書類

・保険金請求書

❖ 必要に応じてご提出いただく書類
・示談書
・示談書不添付に関する確認書（示談書を必要としない賠償事故の場合）
・その他保険会社が必要とする書類

＜お問い合わせ先＞　大成有楽不動産株式会社 保険部　グループ保険セレノ担当
〒104-8330　TEL ： 03-3567-9413
東京都中央区京橋3-13-1　FAX ： 03-3564-0798